

研究費の適正な使用のために 正しい知識でSTOP！不正使用

研究費とは…本学から教員等へ配分される研究費、およびそれ以外の団体または個人から配分される研究費（これらの研究費は、運営交付金はもとより補助金、奨学寄附金、委託費など外部からの獲得資金を含めた大学が経理する経費すべてを言い、国民の貴重な税金、学生納付金等を原資としています。）

▼ 不正使用等の代表的な事例



預け金

架空の取引により大学に代金を支払わせ、その支払代金を取引業者等に管理させること

- 例) ・取引会社に虚偽の支払書類を作成させ、実際の金額より水増しして代金を請求した
- ・一度納品検収を受けた物品を持ち帰らせるなどし、大学が多く支払った代金を取引会社に管理させ、別の用途に使用した
 - ・年度末に研究費が余ったため架空の発注を行い、契約した物品が納品されていないにもかかわらず納品されたとして代金を大学に支払わせ、その支払代金を業者に管理させた



カラ出張・旅費の水増し

意図して実態の伴わない出張旅費を大学に支払わせること

- 例) ・出張依頼先から旅費を受給しているにもかかわらず、大学にも当該旅費を請求し、二重に旅費を受領した
- ・出張を取り止めたにもかかわらず、虚偽の出張報告を提出し不正に旅費を受領した
 - ・旅費申請時の交通手段、日程等を変更し旅費所要額が減ったにもかかわらず、変更を報告せずに過大に旅費を請求した
 - ・用務地で用務を行わなかったにもかかわらず用務を行ったとして虚偽の請求をし、不正に旅費を受領した



カラ謝金・謝金の水増し

実態の伴わない作業の謝金を大学に支払わせること

- 例) ・勤務実態のない学生等に出勤簿を作成させ謝金を不正請求し、支払われた謝金を学生の学会参加に係る旅費や参加費に充当した
- ・研究補助者への謝金支払の際、実際より多い作業時間を出勤簿に記入して大学へ過大に謝金を請求した



その他

(目的外使用) 研究課題Aの予算で購入した物品を研究課題Bの用途に使用

(転売) 研究費で購入した物品を不正に転売するなどし、私的に流用

主な関連規程等

【文部科学省】

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

【学内の関連規程等】

「公立大学法人福井県立大学 研究費の不正使用防止に関する取扱規程」

「公立大学法人福井県立大学 研究費の不正使用防止に関する取扱規程運用にかかる取扱要領」

「公立大学法人福井県立大学研究費の使用に関する行動規範」

「公立大学法人福井県立大学における研究費の不正使用防止に関する基本方針」

「不正行為に関する申立て受付窓口（通報窓口）の設置について」

<http://www.fpu.ac.jp/publicity/d154741.html>

《参考》

「公立大学法人福井県立大学職員倫理規程」

「公立大学法人福井県立大学職員就業規則」

「公立大学法人福井県立大学非常勤職員就業規則」

研究費使用等に関する相談先

永平寺キャンパス…連携・研究課〔本部棟2階〕
TEL：0776-61-6000（内線1059）
e-Mail：kenkyu@fpu.ac.jp

小浜キャンパス…企画サービス室〔学部棟1階〕
TEL：0770-52-6300（代表）
e-Mail：obama@fpu.ac.jp

不正に関する通報先

学内外を問わず、どなたでも通報いただけます。通報者が、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

総務企画課〔永平寺キャンパス 本部棟2階〕
TEL：0776-61-6000（内線1011）
e-Mail：so-kikaku@fpu.ac.jp

連携・研究課から

研究費の不正使用は不正を行った個人への罰則だけでなく大学、ひいては国の科学技術・学術振興体制への信頼を揺るがしかねない重大な問題です。本学において研究に携わるすべての方々に對し、研究費の適正かつ有効な使用が求められています。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。